

八事斎場再整備事業
入札説明書

令和5年5月
名古屋市

目次

第 1 入札説明書の定義.....	1
第 2 本事業の概要.....	2
1 事業名称	2
2 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	2
3 公共施設等の管理者	2
4 事業の背景及び目的	2
第 3 公共施設等の立地条件及び規模並びに配置	4
1 立地に関する事項	4
2 施設要件等に関する事項	4
3 土地に関する事項	4
4 事業範囲	5
(1) 統括管理業務	5
(2) 設計業務	5
(3) 建設業務	5
(4) 既存施設の解体・撤去等業務	5
(5) 獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務	6
(6) 工事監理業務	6
5 事業期間中に市が継続して行う業務	6
6 事業方式	6
7 事業期間	6
8 事業スケジュール	6
9 事業に必要な根拠法令等	7
第 4 応募に関する事項等	8
1 応募者の参加資格要件等	8
(1) 応募者の構成員	8
(2) 応募者の構成等	8
(3) 応募者の参加要件等	9
(4) 各業務にあたる者の参加資格要件	10
(5) 応募者の構成員の変更	12
2 応募に係る留意事項等	12
(1) 入札説明書等の承諾	12
(2) 費用負担	12
(3) 提出書類の取扱い	12
(4) 市からの提供資料の取扱い	13
(5) 虚偽の記載をした場合	13

(6) 使用言語及び単位.....	13
3 予定価格	13
4 入札価格等に係る消費税等の取扱い.....	13
第5 事業者の選定及び選定の手順	14
1 事業者選定の方法.....	14
2 選定の手順及びスケジュール（予定）	14
3 応募手続き等	14
(1) 入札公告、入札説明書等の公表・交付	14
(2) 閲覧・貸与資料の交付	14
(3) 入札説明書等に関する質問受付、回答公表.....	15
(4) 参加表明の受付（資格審査書類の受付）	15
(5) 資格審査結果の通知	16
(6) 官民対話の実施	16
(7) 入札の辞退.....	16
(8) 入札書及び事業提案書の受付.....	16
(9) 開札日時及び開札場所	17
(10) 入札の取りやめ等	17
第6 落札者の決定等	18
1 審査に関する基本的な考え方	18
2 評価体制	18
3 審査手順	18
(1) 資格審査	18
(2) 提案審査	18
4 提案内容に関するヒアリング等の実施.....	19
5 落札者の決定・公表	19
6 事業者の選定	19
7 事業の取り消し	19
第7 契約に関する基本的な考え方	20
1 設計・工事請負契約の締結	20
2 市会の議決等	20
3 契約保証金の納付.....	20
第8 事業実施に関する事項	21
1 保険.....	21
2 リスク分担の考え方	21
3 誠実な業務遂行義務	21
4 資格者の配置	21

5	モニタリングに関する事項	21
(1)	モニタリングの目的・実施時期・実施方法	21
(2)	モニタリングの費用の負担	21
(3)	モニタリングの結果に対する措置	21
6	その他事業実施に際して必要な事項	22
(1)	係争事由にかかる基本的な考え方	22
(2)	管轄裁判所の指定	22
7	本事業の継続が困難となった場合の措置	22
(1)	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	22
(2)	市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	22
(3)	その他事由により本事業の継続が困難となった場合	22
第9	提出書類	23
1	入札参加資格審査前の入札手続きに関する提出書類	23
2	入札参加表明及び入札参加資格審査に関する提出書類	23
(1)	入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類	23
(2)	入札参加資格審査結果通知後に用いる提出書類	24
3	資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類	24
4	入札時の提出書類	24
第10	その他	25
1	情報の提供	25
2	設計・工事請負契約に違反した場合の取り扱い	25
3	問合せ先	25

【別紙一覧】

別紙 1	事業予定地
別紙 2	共同企業体取扱要領

【様式一覧】

様式 1-1	閲覧・貸与資料交付申込書
様式 1-2	秘密保持誓約書
様式 1-3	閲覧・貸与資料の廃棄業務の遵守に関する報告書
様式 1-4	入札説明書等に関する質問書
様式 1-5	官民対話参加申込書

用語	内容
本事業	「八事斎場再整備事業」をいう。
市	名古屋市をいう。
事業者	本事業の実施に際して市と設計・工事請負契約を締結し、事業を実施する者をいう。
応募者	施設の設計、建設、工事監理、火葬炉の設計及び製作の能力を有し、本事業に参加する複数の企業によって構成される共同企業体（JV）をいう。
構成員	応募者を構成する企業をいう。
代表企業	構成員のうち、応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して担当する者をいう。
資格審査通過者	参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。
入札参加者	資格審査通過者のうち、本事業に係る入札書及び事業提案書を受付締切日までに提出した者をいう。
落札者	評価会議から入札参加者の事業提案書等の評価に関する意見を受けて、設計・工事請負契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
本施設	新設施設、外構、擁壁、水路、道路、仮設施設及び既存施設の全てをいう。
新設施設	新斎場をいう。詳細については、要求水準書による。
仮設施設	獣し棟用仮設管理事務所をいう。詳細については、要求水準書による。
既存施設	斎場棟等をいう。詳細については、要求水準書による。
評価委員	学識経験を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、名古屋市が選任する者をいう。
評価会議	評価委員から意見を聴取し、又は意見交換を行うことを目的として開催する会議のことをいう。
実施方針等	実施方針の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び別紙、並びに要求水準書（案）及び別紙を示す。
入札説明書等	入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、設計・工事請負契約書（案）等をいう。
事業提案書	資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、受付締切日までに提出される書類及び図書をいう。
モニタリング	事業者が実施する業務について要求水準書等を満足しているか、市が監視・確認する行為をいう。
セルフモニタリング	事業者が実施する業務について要求水準書等を満足しているか、自ら監視・確認する行為をいう。

第１ 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、「八事斎場再整備事業」を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加希望者を対象に交付するものである。なお、この交付は、市ホームページでの公表をもって代えることとする。本事業の基本的な考え方については実施方針と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針等に関する質問回答、意見及び提案を反映している。従って、応募者は、入札説明書等の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとする。

また、別添書類の以下資料は、本入札説明書と一体のものとする。

- 「八事斎場再整備事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）
- 「八事斎場再整備事業 設計・工事請負契約書（案）」（以下「設計・工事請負契約書（案）」という。）
- 「八事斎場再整備事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）
- 「八事斎場再整備事業 様式集」（以下「様式集」という。）

なお、入札説明書等と実施方針及び実施方針等に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとし、これらを含め詳細な書類間の優先順位については設計・工事請負契約書（案）の通りとする。

第2 本事業の概要

1 事業名称

八事斎場再整備事業

2 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

ア 名称

名古屋市立八事斎場

イ 種類

火葬場

3 公共施設等の管理者

名古屋市長 河村 たかし

4 事業の背景及び目的

市は、名古屋市立八事斎場（以下「八事斎場」という。）を、大正4年6月から供用を開始し、昭和45年度に全面改築を行った。その後、昭和59年度から62年度にかけて火葬炉の入れ替え工事を実施し、環境保全対策として排煙の無煙・無臭化工事及び重油から都市ガス燃料への転換を図り、46基の火葬炉により市内の火葬需要に対応してきた。

平成27年7月には、増加する火葬需要に対応するため、港区南陽地区に30基の火葬炉を備えた名古屋市立第二斎場（以下「第二斎場」という。）の供用を開始し、現在、市内では八事斎場と第二斎場の2か所で市内の火葬需要に対応している。

第二斎場では、1基につき1室の告別収骨室、休憩室が完備され、会葬者のプライベート空間が確保されている一方、八事斎場では炉前のホールでお別れや収骨を行う様式になっているなど、施設機能面において、提供できるサービスに違いが生じている。

加えて、八事斎場は現在、経年劣化による施設の老朽化、設備機器等の故障が発生しており、このまま使用し続けた場合、火葬件数がピークになる時期には、八事斎場は使用できないことが想定される。その場合、第二斎場のみでは市内の火葬需要に対応ができず、恒常的な火葬待ちが発生し、市民サービスが著しく低下する。これらの課題を解消するために早急に再整備を進める必要がある。

そこで、本事業はこれらの課題への対応を目的として、八事斎場の敷地内において再整備を行うことを目的とする。

さらに、本事業の再整備を効果的・効率的に実施するために民間の能力を活用し、公共サービスの水準の向上を図る。

【整備の方針】

ア 施設の老朽化・火葬需要への対応

経年劣化による施設の老朽化への対応として、施設全体の再整備を行う。

また、将来的な火葬需要の推計に基づき、火葬件数がピークとなる頃においても対応できるよう、適切な施設規模、火葬炉数を備えた斎場に再整備する。

イ 大規模災害への対応

耐震性の高い施設とするとともに、非常用発電設備、燃料貯蔵設備及びコージェ

ネレーションシステム等を設置し、インフラが寸断された場合においても、火葬業務を継続できるようにする。

ウ プライバシーの確保

告別収骨室などの個室を設け、会葬者のプライバシーを確保した空間づくりを行う。また、できる限り会葬者同士が交錯しない動線となるよう配慮した施設とする。

エ 高度な排ガス処理設備の導入

第二斎場と同様に最高水準の排ガス処理設備を設置し、ダイオキシン類などのさらなる低減を図る。

オ バリアフリー化

高齢者や障害者を含めたすべての会葬者の方々が利用しやすいようユニバーサルデザインに考慮し、分かりやすくバリアフリーな施設を整備する。

第3 公共施設等の立地条件及び規模並びに配置

1 立地に関する事項

本事業の立地に関する事項については、「別紙1 事業予定地」における「1. 立地」に示す。

2 施設要件等に関する事項

施設の現在の概要については、「別紙1 事業予定地」における「2. 既存施設概要」に示すこととし、整備後の新設施設の概要は、次のとおりである。

八事斎場 (整備後)	事業地面積		15,191.29 m ²
	事業区域面積		16,249.72 m ²
	延床面積		約 14,000 m ²
	配置		主に敷地東側（現在の斎場棟付近） ※敷地東側以外に部分的に建物が配置される提案も可とする。
	構造		事業者提案による
	階数		事業者提案による
	火葬炉数	人体	24 基（うち大型炉 4 基含む）
		動物	2 基
	告別収骨室		12 室以上 ※ただし可能な限り火葬炉 1 基に対して、1 室の部屋を設けること。なお、全ての告別収骨室を 1 炉に対して 1 室とする場合、可動間仕切り等により隣室と併用できる部屋を 1 室設けること。また、可動間仕切り等は、遮音性に優れたものとする。
	霊安室		1 室
	待合室		20 室以上 ※ただし、可動間仕切り等により隣室と併用できる部屋を 1 室設けること。なお、可動間仕切り等は、遮音性に優れたものとする。
	待合ホール		各階（会葬者の利用しない階を除く）に 1 か所以上
	動物お別れ室		1 室
	動物霊安室		1 室
	駐車場		（人体火葬用）：70 台以上（車いす用 5 台以上含む） （動物火葬用）：4 台以上（車いす用 1 台含む） （業者・職員用）：10 台以上 マイクロバス：20 台以上

※事業区域面積は現状の想定面積であり、提案内容や関係部署との協議により対象範囲が変わります。

3 土地に関する事項

本事業の対象地における、都市計画等にかかる基本条件及び変更予定については、「別紙1 事業予定地」における「3. 敷地概要」に示す。

4 事業範囲

以下を事業者の事業範囲とし、詳細は要求水準書等において示す。

(1) 統括管理業務

ア 統括マネジメント業務

(2) 設計業務

- ア 事前調査及びその関連業務
- イ 設計業務（基本設計・実施設計）
- ウ 各種関係機関との調整業務
- エ セルフモニタリング業務
- オ 既存獣し棟の稼働継続にあたっての検討業務
- カ その他設計業務における必要な業務

(3) 建設業務

- ア 建設工事着手前業務
- イ 建設業務及びその関連業務
- ウ 完工後業務
- エ 什器・備品等設置業務
- オ 施設の引渡し業務
- カ 各種関係機関との調整業務
- キ セルフモニタリング業務
- ク その他建設業務における必要な業務

(4) 既存施設の解体・撤去等業務

- ア 解体・撤去に係る事前調査及びその関連業務
- イ 解体・撤去に係る設計業務
- ウ 解体・撤去に係る工事着手前業務
- エ 解体・撤去工事業務及びその関連業務
- オ 完工後業務
- カ 各種関係機関との調整業務
- キ セルフモニタリング業務
- ク その他解体・撤去等業務において必要な業務

(5) 獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務

- ア 仮設管理事務所に係る事前調査及びその関連業務
- イ 仮設管理事務所設計業務
- ウ 仮設管理事務所設置着手前業務
- エ 仮設管理事務所設置・撤去業務
- オ 完工後業務
- カ 備品設置業務
- キ 各種関係機関との調整業務
- ク セルフモニタリング業務
- ケ その他仮設管理事務所設置・撤去業務において必要な業務

(6) 工事監理業務

- ア 工事監理業務
- イ 工事監理状況の報告業務
- ウ 各種関係機関との調整への協力業務
- エ セルフモニタリング業務
- オ その他工事監理業務において必要な業務

5 事業期間中に市が継続して行う業務

市は、Ⅱ期工事期間を除く事業期間中に以下の業務を行う。

(1) 契約締結日～令和7年3月

- ・人体、動物火葬受付業務
- ・火葬料金徴収業務
- ・人体炉、動物炉運転業務
- ・人体炉、動物炉維持管理業務

(2) 令和7年4月～令和10年5月

- ・動物火葬受付業務
- ・火葬料金徴収業務
- ・動物炉運転業務
- ・動物炉維持管理業務

6 事業方式

事業者の創意工夫や優れたノウハウの活用、設計及び工事の責任の一元化、事業期間の短縮、工事品質の確保等を図ることを目的として、本事業は設計・施工一括発注方式にて実施する。

7 事業期間

本事業の事業期間は、設計・工事請負契約締結日から令和10年9月30日までとする。

8 事業スケジュール

令和10年6月1日の供用開始を前提に、事業スケジュールを以下のとおりとする。

事業期間		
Ⅰ期	①設計期間	契約締結日 ～
	②獣し棟用仮設管理事務所設置	令和6年11月 ～ 令和7年2月
	③建設期間 擁壁整備・既存斎場棟等解体工事 新施設等建設工事	令和7年4月 ～ ※令和6年度末までは既存施設が継続稼働中であるため、令和6年度末までは必要な駐車台数を確保するなど、業務に支障がない工事のみ施工可。
	④引渡し（新施設設及び外構）	令和10年4月1日
	⑤稼働準備期間	令和10年4月1日 ～ 令和10年5月31日
	⑥供用開始日	令和10年6月1日
Ⅱ期	⑦既存獣し棟解体工事・ 獣し棟用仮設管理事務所撤去・ 外構整備	令和10年6月1日 ～ 令和10年9月30日
	⑧引渡し（本施設全体）	令和10年10月1日
休場期間		令和7年4月1日 ～ 令和10年5月31日

		R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)
Ⅰ期	①設計期間	■				
	②獣し棟用仮設管理事務所設置	■				
	③建設期間 擁壁整備・既存斎場棟等解体工事 新施設等建設工事		■	■	■	
	④引渡し（新施設設及び外構）					■
	⑤稼働準備期間					■
	⑥供用開始日					■
Ⅱ期	⑦既存獣し棟解体工事・ 獣し棟用仮設管理事務所撤去・ 外構整備					■
	⑧引渡し（本施設全体）					■
休場期間			■	■	■	■

※④引渡し（新施設設及び外構）には新斎場の供用を開始するために必要な擁壁、水路、道路の整備等を含む。

9 事業に必要な根拠法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり、要求水準書「別紙 02 遵守すべき法令等」に示す法令等を遵守しなければならない。

第4 応募に関する事項等

1 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成員

応募者は、参加表明書の提出時より前に共同企業体（JV）を結成し、各業務を担う構成員の企業名並びにそれらが携わる業務について明らかにするものとする。

(2) 応募者の構成等

ア 応募者の構成は、以下のとおりとする。

(ア) 本施設の設計業務を行う企業

(イ) 本施設の「建設業務」、「既存施設の解体・撤去等業務の内、施工に係る業務」及び「獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務の内、施工に係る業務」（以下「施工業務」という。）を行う企業

(ウ) 本施設の工事監理業務を行う企業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の6の規定に基づき配置するものとする。）

(エ) 火葬炉の設計及び製作を行う企業

イ 複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとする。ただし、施工業務と工事監理業務については、兼務することはできず、また、これらの各業務にあたる者の間に資本面又は人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ施工業務と工事監理業務を担当することはできない。

ウ 応募者の構成員が、他の応募者の構成員として入札に参加することはできないものとする。また、応募者の構成員のいずれかと資本面又は人事面において関連のある者が、他の応募者の構成員になることはできないものとする。

エ 応募者は、構成員の中から代表企業を定めることとし、代表企業が手続き及び統括管理業務を行うこととする。

オ 上記イ及びウにおける「資本面又は人事面において関連がある」とは、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。

a. 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。bにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。bにおいて同じ。）の関係にある場合

b. 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a. 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の代表社員及び業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- b. 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - c. 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（組合とは民法 667 条における組合契約となる団体を言う、なお、共同企業体等を含む。）とその組合構成員の関係にある場合。その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（３）応募者の参加要件等

応募者の構成員となる企業は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の受付締切日において、以下の要件を満たすこと。

なお、競争入札参加資格の確認基準日以降、落札者決定までに競争入札参加資格を欠く事態に至った場合には、競争入札参加資格を有しないものとして失格とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 本公告の日から落札者決定までの間に指名停止の措置を受けていない者であること。
- エ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による再生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続きの申立てを含む。）がなされていない者であること。
- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本公告で定める本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること。
- ケ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）においては、当該組合の組合員

との双方が同時に本公告に係る入札に参加しようとししない者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本公募に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。

コ 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がないものであること。

サ 以下に示す者でないこと。また、これらの者と「資本面又は人事面において関連がある者」でないこと。なお、「資本面又は人事面において関連がある者」とは、「（2）応募者の構成等 オ」と同じ者をいう。

（ア）評価会議の評価委員、又は当該委員が属する企業

（イ）日本工営都市空間株式会社

（ウ）西脇法律事務所

（4）各業務にあたる者の参加資格要件

構成員のうち、設計業務、建設業務、既存施設の解体・撤去等業務、獣し棟用仮設管理事務所設置・撤去業務、工事監理業務、火葬炉の設計及び製作、の各業務等にあたる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

また、「ア 設計業務を行う企業（ア）」、「イ 施工業務を行う企業（ア）」、「ウ 工事監理業務を行う企業（ア）」及び「エ 火葬炉の設計及び製作を行う企業（ア）」に掲げる競争入札参加資格を有していない者は、当該競争入札参加資格審査の申請を行い、確実に本公告に係る入札の入札参加資格確認申請書等の提出期限日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

ア 設計業務を行う企業

設計業務を複数の企業で実施する場合は、（ア）、（イ）は全ての者が満たし、（ウ）は 1 者以上が満たすこと。なお、（ウ）を満たす者が 1 者の場合、（ウ）を満たす者を主として設計業務を実施すること。

（ア）令和 5・6 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の入札参加資格確認申請書等の提出期限日までに申請区分「測量・設計」、申請業種・品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

（イ）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

（ウ）平成 20 年度以降に元請あるいは共同企業体を構成している企業として、完成、引渡しが完了した火葬炉数が 10 基以上の火葬場の新築または改築にかかる設計の実績を有する者であること。

（エ）配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、配置予定の技術者の内、管理技術者（設計）は建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有し、設計業務にあたる企業と 3 か月以上の恒常的な雇用関係がある者とする。

イ 施工業務を行う企業

施工業務を複数の企業で実施する場合は、（ア）、（イ）は全ての者が満たし、（ウ）は1者以上が満たすこと。なお、（ウ）を満たす者が1者の場合、（ウ）を満たす者を主として施工業務を実施すること。

- （ア）令和5・6年度名古屋市競争入札参加資格「建築工事A等級」の認定を本公告に係る入札の入札参加資格確認申請書等の提出期限日までに受けている者であること（ただし、共同企業体でAランクの企業を除く。）。
- （イ）建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を有していること。
- （ウ）平成20年度以降に元請あるいは共同企業体を構成している企業として完成、引渡し完了した延べ面積が4,800平方メートル以上の鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築工事（改修工事を除く。）を施工した実績を有する者であること。
- （エ）配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、配置予定の技術者の内、監理技術者は施工業務にあたる企業と3か月以上の恒常的な雇用関係がある者とする。

ウ 工事監理業務を行う企業

工事監理業務を複数の企業で実施する場合は、（ア）、（イ）は全ての者が満たし、（ウ）は1者以上が満たすこと。なお、（ウ）を満たす者が1者の場合、（ウ）を満たす者を主として工事監理業務を実施すること。

- （ア）ア（ア）に同じ。
- （イ）ア（イ）に同じ。
- （ウ）ア（ウ）に同じ。
- （エ）配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、配置予定の技術者の内、管理技術者（工事監理）は建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有し、工事監理業務にあたる企業と3か月以上の恒常的な雇用関係がある者とする。

エ 火葬炉の設計及び製作を行う企業

火葬炉の設計及び製作を行う企業は、以下の条件を満たす1者とする。

- （ア）令和5・6年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の入札参加資格確認申請書等の提出期限日までに申請区分「工事請負」、申請業種・品目「機械設備工事」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- （イ）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- （ウ）平成20年度以降に元請あるいは共同企業体を構成している企業として、完成、引渡し完了した火葬炉数が10基以上の火葬場の新築又は改築にかかる火葬炉の設計及び製作の実績を有する者であること。
- （エ）配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。

(5) 応募者の構成員の変更

応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における失格及び構成の変更の基準は、次のとおりである。

ア 応募者の構成員が参加資格要件を欠いた場合の措置は、以下のとおりである。

代表企業	参加資格要件を欠いた場合、応募者は失格
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き、参加資格要件を欠いた場合、応募者は失格

イ 応募者の構成員の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可

2 応募に係る留意事項等

(1) 入札説明書等の承諾

応募者は、参加表明書の市への提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

(2) 費用負担

本事業の入札にかかる費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い

ア 事業提案書の取扱い

入札参加者より提出された事業提案書は、返却しないものとする。

イ 著作権等

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、提案書作成者に帰属する。なお、市は、本事業における公表時及びその他市が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

また、入札参加者が提出した事業提案書類は、情報公開請求の対象となり、公開・非公開の決定にあたって、市は入札参加者の意見を聴くものとする。

入札参加者が提出した事業提案書は、名古屋市情報公開条例に基づく行政文書公開請求の対象となり、行政文書公開請求があった場合には、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き公開する。行政文書公開請求に対する公開又は非公開の決定にあたっては、名古屋市情報公開条例等に基づき、市において決定するので、市が必要と認める場合を除き、意見照会を行わない。法人に関する情報は、公開により受ける損害が具体的に認められる場合を除き、原則として公開する。

ウ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担する。

エ 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市から指示する場合を除き、認めないものとする。

オ 追加提出書類

市は、必要と認めた場合、追加的に書類の提出を要求することがある。

(4) 市からの提供資料の取扱い

市が本事業に関して提供する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(5) 虚偽の記載をした場合

入札参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

(6) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

3 予定価格

本事業の予定価格は、次のとおりとする。

予定価格 金 17,772,679,900 円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

4 入札価格等に係る消費税等の取扱い

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

第5 事業者の選定及び選定の手順

1 事業者選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札方式を採用するものとする。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、調達手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用される。

2 選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の選定に当たっては、以下の手順及びスケジュールで実施することを予定している。

日程	内容
令和5年5月31日	入札公告、入札説明書等の公表・交付
令和5年6月15日	入札説明書等に関する質問受付締切
令和5年6月15日	参加表明の受付締切（資格審査書類の受付締切）
令和5年6月30日	資格審査結果の通知
令和5年7月6日	入札説明書等に関する質問回答の公表 官民対話の参加申込締切
令和5年7月11日	官民対話の実施
令和5年9月1日	入札書、事業提案書の受付
令和5年11月中旬	事業提案書に関するヒアリングの実施
令和5年11月下旬	落札者の決定
令和5年12月上旬	審査講評の公表
令和5年12月中	契約（仮契約）の締結
令和6年3月中	契約の締結

3 応募手続き等

（1）入札公告、入札説明書等の公表・交付

市は、実施方針等に対する事業者等からの質問・意見等を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書等を市ホームページにおいて公表・交付する。

（2）閲覧・貸与資料の交付

「様式1-1 閲覧・貸与資料 交付申込書」及び「様式1-2 秘密保持誓約書」の提出を条件とし、資料の閲覧・貸与を以下のとおり行う。閲覧・貸与資料の交付を希望するものは、事前に本入札説明書「第10-3 問合せ先」に連絡すること。必要書類を提出した上で、閲覧・貸与資料の交付を行うものとする。

なお、実施方針「第2-3（4）閲覧・貸与資料の交付」に基づき申込をした者は、再度の提出は不要とし、閲覧・貸与資料の追加があった場合には別途通知する。

【申込方法】

閲覧・貸与資料の交付を希望する者は、「様式1-1 閲覧・貸与資料 交付申込書」及び「様式1-2 秘密保持誓約書」を直接持参又は郵送等にて提出すること。閲覧・貸与の方

法については、提出資料の内容が確認できた者に対して別途通知する。

【閲覧・貸与資料の交付】

受付期間：令和 5 年 5 月 31 日（水）～入札書・事業提案書の受付締切まで

閲覧・貸与場所：名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

【廃棄】

閲覧・貸与資料の交付を受けたものは、その使用を終えた時点で責任を持って廃棄し、「様式 1-3 閲覧・貸与資料の廃棄業務の遵守に関する報告書」を令和 5 年 12 月 28 日（木）までに、本書「第 10-3 問合せ先」に記載の問合せ先に、直接持参又は郵送等にて提出すること。

（３）入札説明書等に関する質問受付、回答公表

令和 5 年 5 月 31 日（水）から令和 5 年 6 月 15 日（木）午後 5 時までの間、名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課において、入札説明書等に関する質問を電子メールにて受け付ける。電子メールの件名欄に必ず、「【八事斎場再整備事業】入札説明書等に関する質問書」と記入すること。なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

質問の書式については、「様式 1-4 入札説明書等に関する質問書」を参照すること。質問に対する回答は、民間事業者の特殊な技術・ノウハウ等、その権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き令和 5 年 7 月 6 日に市ホームページにおいて公表する予定である。

【入札説明書等に関する質問受付】

- ・ メールアドレス： shinsaijo@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
- ・ 市ホームページ：
<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000160475.html>

（４）参加表明の受付（資格審査書類の受付）

本事業への応募者は、参加表明書の受付にあわせて、参加資格を満たすことを証明するため、資格審査書類（第 6 の 3(1)に定義する。以下同じ。）を提出し、参加資格の有無について、市の確認を受けなければならない。

参加表明書及び資格審査書類の提出書類は、「第 9 の 2(1) 入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類」を参考とし、別添書類の「様式集」の提案書作成要領に従って提出すること。

【参加表明の受付】

- ・ 提出期間：
令和 5 年 5 月 31 日（水）から令和 5 年 6 月 15 日（木）（参加資格確認基準日）までの毎日（名古屋市役所の閉庁日を除く）、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）。
- ・ 提出場所：
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課（名古屋市役所本庁舎 1 階）
電話番号 052-972-2658

- その他：

参加表明書及び資格審査書類の提出は、持参又は郵送によるものとする。持参による場合は、提出する前に名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課に電話で持参の連絡を行うこととする。郵送による場合は、書留郵便とし、健康福祉局健康部環境薬務課に令和5年6月15日（木）午後5時までに必着とする。

（５）資格審査結果の通知

市は、資格審査として、参加資格確認基準日をもって、応募者から提出された資格審査書類により参加資格の有無について確認を行う。

市は、資格審査の結果を令和5年6月30日（金）に応募者に通知する。

なお、資格審査の結果、入札参加資格が無いと認められた応募者は、通知を受けた日から7日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

（６）官民対話の実施

市は、資格審査通過者を対象に、官民対話を行う予定である。

官民対話は、資格審査通過者（応募者のグループ）単位で実施することとし、1グループあたりの参加人数は10名までとする。

官民対話は、主に、①市の意向（本事業の特性・コンセプト、提案を求めたいポイント等）への理解を促進、②官民の役割分担やリスク分担への齟齬の最小化、③本事業において市が要求するサービス水準未達の防止、④それらを以て創意工夫の発揮により優れた提案を求めることを目的として実施する予定である。なお、官民対話の概要及び日程等については、官民対話の参加者に対して、別途連絡する。

官民対話の正式な結果（事業者からの質問及びそれに対する市の回答）については、民間事業者の特殊な技術・ノウハウ等、その権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する予定である。

官民対話への参加を希望する資格審査通過者の代表企業は、「様式1-5 官民対話参加申込書」を名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課へ提出すること（提出方法の詳細は、様式1-5を参照すること）。

【官民対話】

- 開催日時：令和5年7月11日（火）
- 開催場所：申込締切後に別途案内
- 参加申込締切：令和5年7月6日（木）午後5時まで

（７）入札の辞退

資格審査通過者が、入札を辞退する場合は、事業提案書の受付締切日までに、様式集にある「様式3-1 入札辞退届」を名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課に提出すること。

（８）入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者は、入札時の提出書類（第9の4において定義する。以下同じ。）を市へ提出するものとする。なお、提出は応募者の代表企業が持参するか又は郵送による

こととし、電子メールによるものは受け付けない。なお、持参の場合は、事前に健康福祉局健康部環境薬務課へ連絡すること。入札参加書類の提出に関する詳細については、「第9の4 入札時の提出書類」を参照のこと。

また、入札保証金は、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第5条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- 持参による場合の受付締切日及び提出場所

受付締切日：令和5年9月1日（金）午前9時から午前11時まで

提出場所：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

市長部局入札室（名古屋市役所西庁舎12階）

- 郵送による場合の到達期限及び提出場所

到達期限：令和5年8月31日（木）午後5時まで

提出場所：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

市長部局入札室（名古屋市役所西庁舎12階）

提出方法：

二重封筒を用い、入札書の中封筒に入れて封印し、中封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、事業提案書を同封し書留にて送付すること

（9）開札日時及び開札場所

- 開札日時：令和5年9月1日（金）午前11時20分

開札場所：名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

市長部局入札室（名古屋市役所西庁舎12階）

- 立会い：

開札は応募者の代表企業の立会いのもと行う。ただし、応募者の代表企業が立会わない場合は当該入札事務に関係のない市職員を立会わせて行う。

なお、開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行う。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の優秀提案者選定の対象となる。この際、入札価格の公表は行わない。

（10）入札の取りやめ等

応募者が不穏な行動をなす場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、市は、当該応募者を入札に参加させない。

また、応募者の全部又は一部が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は、入札の執行を延期し、又はとりやめることがある。

なお、後日、入札にかかる不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置をとることがある。

第6 落札者の決定等

1 審査に関する基本的な考え方

評価会議は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。審査の詳細は、落札者決定基準を参照のこと。

また、市は、評価会議の評価結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、市又は評価会議が必要であると判断した場合は、入札参加者に対して提案内容の確認を行うことがある。

2 評価体制

事業提案書の評価は、評価会議において行う。なお、市又は評価会議の委員等が必要であると判断した場合は、入札参加者に対して別途ヒアリングを行うことがある。

市が設置した評価会議は、以下5名の委員により構成される。なお、応募者の構成員等が、落札者決定前までに、評価会議の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合は応募者を失格とする。

役職	氏名	所属（役職・肩書）
委員	生田 京子	（名城大学理工学部建築学科・教授）
委員	小野田 誓	（公認会計士小野田誓事務所・公認会計士）
委員	加藤 義人	（名古屋都市センター・特任アドバイザー、岐阜大学工学部・客員教授）
委員	櫛田 玄一郎	（愛知工業大学工学部機械学科・教授）
委員	鈴木 賢一	（名古屋市立大学・特任教授）

（委員は50音順、敬称略）

3 審査手順

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。

「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。

（1）資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を市において確認する。

資格審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は、失格とする。資格審査に係る参加要件及び資格等は、第4の1を参照のこと。資格審査通過者は、事業提案書を提出することとなる。

なお、提案様式等の詳細については、様式集を参照のこと。

（2）提案審査

ア 基礎審査

市は、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書について、基礎審査項目を満たしているかを確認する。当該項目のいずれかでも満たしていない場合、入札参加者に確認の上、失格とする。全ての要件に適合していると確認された入札参加者は、総合評価の対象とする。

なお、基礎審査の詳細については、落札者決定基準を参照のこと。

イ 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、技術評価及び入札価格に関する評価を点数化して総合評価を行う。最も優秀な提案を行った者を優秀提案者として選定し、その他の順位を決定する。

なお、総合評価の詳細については、落札者決定基準を参照のこと。

4 提案内容に関するヒアリング等の実施

事業提案書の審査にあたって、提案内容の確認のため、基礎審査を通過した入札参加者全員に対して、ヒアリングを実施する。

- ・ 実施時期：令和 5 年 11 月中旬（予定）
- ・ 実施内容：

後日、日時、場所、ヒアリング内容等を入札参加者の代表企業に連絡するものとする。

5 落札者の決定・公表

市は、評価会議の評価結果を踏まえ、優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。

なお、落札者決定から設計・工事請負契約締結までの間における落札者の失格及び構成の変更は次のとおりである。

ア 落札者における応募各社が不正 2 事由（※）に該当した場合の措置は以下のとおりである。

構成員	不正 2 事由に該当した場合に限り、応募者は失格
-----	--------------------------

※不正 2 事由

- ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- ・ 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 落札者における応募各社の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可

6 事業者の選定

市と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行い、設計・工事請負契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。ただし、落札者の事由により設計・工事請負契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

7 事業の取り消し

民間事業者の募集、評価及び事業者の選定において、応募者あるいは入札参加者が無い場合には、事業の実施を取り消し、その旨を速やかに市ホームページ等で公表する。

第 7 契約に関する基本的な考え方

1 設計・工事請負契約の締結

市は、落札者と設計・工事請負契約書（案）に基づき、令和 5 年 12 月（予定）に仮契約、令和 6 年 3 月（予定）に設計・工事請負契約を締結するものとする。

なお、設計・工事請負契約の締結に係る落札者の印紙代その他の一切の費用は、落札者の負担とする。

また、第 6 の 5 により落札者が失格となった場合は、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号の規定による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとする。また、それまでに落札者が要した費用については、市の事由による場合を除き、落札者自らが一切を負担するものとする。

2 市会の議決等

市は、落札者と仮契約を締結した後、設計・工事請負契約の締結に関する議案を令和 6 年 2 月に開催される定例市会に上程し、議決を経た上で設計・工事請負契約を締結する予定である。

3 契約保証金の納付

事業者は、設計・工事請負契約の締結にあたっては、設計・工事請負契約書に定める契約保証金を、納付するものとする。

ただし、同額の履行保証保険契約等を締結した場合はこの限りではない。

第8 事業実施に関する事項

1 保険

事業者は、要求水準書「別紙 04 事業者が加入すべき保険」に示す要件を満たす保険を付保すること。

2 リスク分担の考え方

事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

なお、設計・工事請負契約書（案）に示されていない責任分担については、双方の協議により定めるものとする。入札参加者は、負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

3 誠実な業務遂行義務

事業者は、要求水準書、事業提案書及び設計・工事請負契約書等に定めるところにより、誠実に本事業の業務を遂行すること。

4 資格者の配置

事業者は、入札説明書等に示す要件を満たす資格取得者を本施設に配置すること。

5 モニタリングに関する事項

（1）モニタリングの目的・実施時期・実施方法

市は、要求水準の達成状況等を把握する為に、モニタリングを行う。

モニタリングの実施にあたっての具体的な時期及び方法に関しては、要求水準書「別紙 03 モニタリング基本計画書」において示すものとするが、詳細な実施方法については、設計・工事請負契約締結後に市と事業者とが協議を行い決定するものとする。

（2）モニタリングの費用の負担

市が実施するモニタリングに係る費用は、市が負担するものとする。事業者は市が実施するモニタリングに関する人的経費等について、自らの負担により市に協力するものとする。事業者のセルフモニタリングにかかる費用は、事業者の負担によるものとする。

（3）モニタリングの結果に対する措置

モニタリングの結果、事業者の実施する業務内容が、事業提案書や要求水準書及び設計・工事請負契約書に定められた水準を満たしていないと判断した場合、市は設計・工事請負契約書に定める規定及び要求水準書「別紙 03 モニタリング基本計画書」に従い、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができるものとする。

しかし、市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善されない場合、市は設計・工事請負契約を解除することもありうる。

6 その他事業実施に際して必要な事項

(1) 係争事由にかかる基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、設計・工事請負契約書に定める具体的な措置に従い、市が決定するものとする。

(2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

7 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに設計・工事請負契約の規定に従い次の措置をとるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の実施する業務内容が、事業提案書、要求水準書及び設計・工事請負契約に規定する要求水準を満たさない場合、設計・工事請負契約で規定する事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対し、一定期間に改善を図るように勧告し、改善方策の提出・実施を求めることができるものとする。また、このような勧告にもかかわらず改善が認められない場合、市は、設計・工事請負契約を解除することができる。

この場合、事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

設計・工事請負契約に規定する市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業者は、設計・工事請負契約を解除することができるものとする。

この場合、市は事業者が生じた損害を賠償するものとする。

(3) その他事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力等、その他市及び事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は不可抗力等による履行不能の範囲において、履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、市及び事業者は当該不可抗力等の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めるものとする。

第9 提出書類

1 入札参加資格審査前の入札手続きに関する提出書類

閲覧・貸与資料を希望する場合には、申込時及び返却時に以下の書類を提出すること。

閲覧・貸与資料交付申込書	(様式 1-1)
秘密保持誓約書	(様式 1-2)
閲覧・貸与資料の廃棄業務の遵守に関する報告書	(様式 1-3)

入札説明書等に関して、質問がある場合には、電子メールにて提出すること。

入札説明書等に関する質問書	(様式 1-4)
---------------	----------

官民対話に参加される場合には、電子メールにて提出すること。

官民対話参加申込書	(様式 1-5)
-----------	----------

2 入札参加表明及び入札参加資格審査に関する提出書類

(1) 入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類

参加表明書及び資格証明書等は、3部（正本1部、副本（正本の写し）2部）提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

表紙	(様式 2)
入札参加表明書	(様式 2-1)
委任状 ※代表企業への委任	(様式 2-2)
入札参加資格確認申請書兼誓約書	(様式 2-3)
入札参加者構成表	(様式 2-4)
添付資料提出確認書	(様式 2-5)
暴力団対策に係る誓約書	(様式 2-6)

【様式 2-5 における添付資料】

構成員は、資格証明書及び以下の各書類（以下「資格審査書類」と総称する。）のうちそれぞれが提出対象者であるものを市に提出すること。

	書類名	提出対象者	様式
1	会社概要	全ての構成員	任意
2	決算報告書	全ての構成員	任意
3	名古屋市税の納税証明書	全ての構成員	任意
4	消費税及び地方消費税の納税証明書	全ての構成員	任意
5	商業登記簿謄本（現在事項証明書）	全ての構成員	任意

A	一級建築士事務所登録を証する書類	設計業務を行う者及び 工事監理業務を行う者	任意
B	第4の1(4)ア(ウ)に定める設計の実績 を証する書類(1件)(契約書の写し等)	設計業務を行う者	任意
C	第4の1(4)ア(エ)に定める配置予定の 技術者の実績等を証する書類	設計業務を行う者	任意
D	特定建設業の許可を証する書類	建設業務、既存施設の解体・ 撤去等業務、獣し棟用仮設管 理事務所設置・撤去業務を行 う者	任意
E	第4の1(4)イ(ウ)に定める建築工事の 実績を証する書類(1件)(契約書の写 し等)	建設業務、既存施設の解体・ 撤去等業務、獣し棟用仮設管 理事務所設置・撤去業務を行 う者	任意
F	第4の1(4)イ(エ)に定める配置予定の 技術者の実績等を証する書類	建設業務、既存施設の解体・ 撤去等業務、獣し棟用仮設管 理事務所設置・撤去業務を行 う者	任意
G	第4の1(4)ウ(ウ)に定める設計の実績 を証する書類(1件)(契約書の写し等)	工事監理業務を行う者	任意
H	第4の1(4)ウ(エ)に定める配置予定の 技術者の実績等を証する書類	工事監理業務を行う者	任意
I	入札説明書第4の1(4)エ(ウ)に定め る火葬炉の設計及び製作の実績を証す る書類(1件)(契約書の写し等)	火葬炉の設計及び製作業務 を行う者	任意
J	第4の1(4)エ(エ)に定める配置予定の 技術者の実績等を証する書類	火葬炉の設計及び製作業務 を行う者	任意

注) 実績を証明する書類の提出にあたり、企業の合併、分社化、提携等により実績を有する者と入札参加者の名称が異なる場合、その実績が、入札参加者に移行あるいは引き継がれていることを証明する書類(様式任意)も提出すること。

(2) 入札参加資格審査結果通知後に用いる提出書類

入札参加資格審査結果通知の後、必要に応じて以下の書類を3部(正本1部、副本(正本の写し)2部)提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

参加資格がないと認めた理由の説明要求書	(様式 2-7)
構成員の変更申請書兼誓約書	(様式 2-8)
守秘義務の遵守に関する誓約書	(様式 2-9)

3 資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類

資格審査通過者が、資格審査通過通知受領後に、入札参加を辞退しようとする場合には、事業提案書の受付締切日までに、以下の書類を1部提出すること。

入札辞退届	(様式 3-1)
-------	----------

4 入札時の提出書類

入札時に提出する提案書類(以下「入札参加書類」と総称する。)は、以下のとおりで

ある。詳細は様式集を参照すること。

入札全般に関する提出書類	(様式 4～4-3)
入札価格に関する提出書類	(様式 5-1～5-3)
入札価格の内訳に関する提出書類	(様式 6～6-2)
提案内容評価の審査に関する提案書	(様式 7～7-4-4)
施設計画書（図面集等）	(様式 8～8-19)
火葬炉計画書	(様式 9～9-10)
提案概要書	(様式 10～10-1)

第 10 その他

1 情報の提供

本事業に関する情報提供は、市ホームページを通じて適宜行う。

2 設計・工事請負契約に違反した場合の取り扱い

設計・工事請負契約締結後、契約に違反し、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長 2 年間、市が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

3 問合せ先

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

（名古屋市役所 本庁舎 1 階）

住所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電話：052-972-2658

メールアドレス：shinsaijo@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

市ホームページ：<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000160475.html>

※なお、入札説明書等の内容について電話での直接回答は行わない。